

# 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等の改訂に伴う 公募要項等の改訂について

第133回 科学技術部会

令和4年12月9日

参考資料2-5

## 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」 令和3年12月17日 改定の主なポイント

(指針 : <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>)

### (ア) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての競争的研究費を対象とする

### (イ) 提出を求める情報の範囲

国外も含む外部からの支援(※1)や兼業等(※2)の情報

※1 : 現在の他の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く)の応募・受入状況

※2 : 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

### (ウ) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関

する情報は、産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(※3)のみ提出を求めるとともに、業務上真に必要な者が扱う

※3 : 原則として共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額とエフォートに係わる情報のみ。ただし、当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができる

### (エ) 寄附金等や資金以外の支援等の情報の扱い

寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援(※4)等の情報について、所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める

※4 : 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報を含む

### (オ) 利益相反・責務相反に関する規程の整備や対応

利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性や、必要に応じて所属機関に情報の把握・管理の状況の確認を行うことがある方針を明確化

# 「競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について（関係府省連絡会申し合わせ）」

## 令和3年3月26日（令和3年8月23日改正） 主なポイント

（申し合わせ：<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/rakeihi.pdf>）

### ○趣旨

各大学や研究開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント※）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている現状に鑑み、競争的研究費の各制度において、博士課程学生の活用に伴う適正な対価の支払いを促進するもの。

※RA（リサーチ・アシスタント）：大学等が行う研究プロジェクト等の研究補助業務を行い、これに対する手当を支給される大学院学生を指す。RA経費等とは、RAの雇用に係る経費及びこれに類する、当該競争的研究費プロジェクトへの参画の対価として博士課程学生に支払うための経費を指す。

### ○公募要領等への記載

各府省の競争的研究費制度で博士課程学生が参画する場合のRA等博士課程学生向けの経費に関し、政府全体として統一的な考え方を示すため、各競争的研究費制度の公募要領等において、留意点を記載する。

## 【対応】

### ● 厚生労働科学研究費補助金公募要項

→ 上記両文書の改訂ポイントを盛り込む（新旧参考）

### ● その他の文書

（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン、厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針など）

→ 「競争的研究資金」⇒「競争的研究費」への文言の置き換え等の軽微な変更が必要。

#### 〈今後の予定〉

- 公募要項の改訂：令和5年度1次公募から適用
- その他の改訂：順次必要な改訂を行う

(参考) 新旧表 ※主要な箇所のみ抜粋

旧	新
<p>(7)競争的<u>資金</u>の不合理な重複及び過度の集中の排除について            ア 補助金の応募の際には、厚生労働省から交付される<u>研究資金</u> (公益法人等から配分されるものを含む。)、他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び公益法人等から交付される研究資金等の応募・受入状況(研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等)を研究計画書に記載していただきます。なお、計画書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。</p>	<p>(7)競争的<u>研究費</u>の不合理な重複及び過度の集中の排除について            ア 補助金の応募の際には、厚生労働省から交付される研究費 (公益法人等から配分されるものを含む。)、他府省の研究費、独立行政法人から交付される研究費及び公益法人等から交付される研究費等の応募・受入状況(研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等)を研究計画書に記載していただきます。また、研究代表者及び研究分担者は「応募中の研究費」、「事業実施中および受入予定の研究費」及び「e-Rad外の研究費」の応募・受入状況<sup>1</sup>、加えて「現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)」について府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に入力をしてください。これらの情報は「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照するので、正確に入力をお願いします<sup>2</sup>。なお、計画書や府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)において、「寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援<sup>3</sup>を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を行って頂きますが、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合も、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。なお、誓約に加えて所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、留意してください。</p>

旧	新
(新設)	<p>1 <u>国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く)の応募・受入状況</u></p> <p>2 <u>秘密保持契約が交わされている共同研究等に関する情報については、以下のとおり取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに応募することができます(その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります)。</u></li> <li>・<u>なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするにも留意してください。</u></li> <li>・<u>提出のあった情報については、秘密保持契約が交わされていない情報と同様に配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。</u></li> </ul> <p>3 <u>無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。</u></p>

旧	新
<p>イ 課題採択に当たっては、「<u>競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針</u>」(競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有し、<u>競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた</u>場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、<u>採択予定課題及び研究計画書の内容の一部(競争的研究資金名、研究者名、所属機関名、研究課題名、研究概要、計画経費等)</u>について他府省を含む他の競争的研究資金担当課に情報提供する場合があります。</p> <p>ウ 他府省の<u>競争的資金</u>及び独立行政法人から交付される競争的研究資金で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに配分機関担当部署へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人等から交付される研究資金等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ. 照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。</p>	<p>イ 課題採択に当たっては、「<u>競争的研究費の適正な執行に関する指針</u>」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和3年12月17日最終改正)に基づき、e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有し、<u>競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中が認められた</u>場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、<u>採択予定課題に関する情報(競争的研究費名、研究者名、所属機関名、研究課題名、研究概要、計画経費等)やアの情報の一部</u>について他府省を含む他の競争的研究費の担当課に情報提供する場合があります。</p> <p>ウ 他府省の<u>競争的研究費</u>及び独立行政法人から交付される競争的研究費で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに配分機関担当部署へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人等から交付される研究費等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ. 照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。</p>

旧	新
(新設)	<p>(18) <u>研究機関における研究インテグリティの確保について</u>  我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。</p> <p>そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。</p> <p>かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。</p> <p>詳細は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を参照して下さい。  URL: <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf</a></p>

旧	新
(新設)	<p>(19)博士課程学生の処遇の改善について  <u>「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)</u>においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。</p> <p>さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。</p> <p>これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。</p>

旧	新
(新設)	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。</u></li> <li>・ <u>「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。</u></li> <li>・ <u>具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。</u></li> <li>・ <u>学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。</u></li> </ul>